

議案第 23 号

木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定
について

木古内町介護予防及び生活支援事業条例（平成 12 年条例第 21 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例

木古内町介護予防及び生活支援事業条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「前条」を「この条例において」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「その他」を削り、同号を同条第1号とし、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「第4条第1号、第2号及び第3号のウ」を「第3条第1号のウ」に、「第3号の」を「第3条第1号の」に改め、同条第2項中「第4条第1号、第2号及び第3号のウ」を「第3条第1号のウ」に、「次のとおりとする」を「年額5,000円とする」に改め、同項各号を削り、同条を第6条とする。

第7条の2第1項中「第4条第3号のオ」を「第3条第1号のオ」に改め、同条を第6条の2とする。

第8条中「各月ごとに」を削り、同条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。